

被保険者・被扶養者の皆様へ

大同特殊鋼健康保険組合

令和7年度

健康保険 被扶養者資格確認調査
二次審査 (WEB審査) 実施のご案内

日頃は大同特殊鋼健康保険組合の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびご案内する「被扶養者資格確認調査」は、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省の通知・指導により、毎年実施することとなっております。すでに被扶養者として認定されている方が引き続きその資格を満たしているかどうかを確認するもので、当健康保険組合の健全な運営のために必要不可欠な調査となりますので、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この二次審査 (WEB審査) は個人番号制度の情報連携を活用した一次審査において追加書類が必要となった方を対象としています。**大同健保ホームページ「すまいるケンポ」内の「MY HEALTH WEB」に開設する専用ページで、簡単にご回答いただけます (パソコン・スマートフォン・タブレット対応)。**

本調査につきましては「株式会社 法研」へ委託しており、当健康保険組合ではお問い合わせに対応しておりません。各種お問い合わせは「大同特殊鋼健康保険組合 被扶養者資格調査専用コールセンター」までお願いいたします。

令和7年度 被扶養者資格確認調査 二次審査 (WEB審査) の概要

社会保障・税番号制度の情報連携を活用した一次審査の結果、十分な情報を得られなかった方などを本二次審査の対象とさせていただきます。

二次審査の対象となる方

一次審査の状況が次のいずれかに当てはまる方

- 所得情報が確認できなかった方
- 給与を含む総収入額が120万円以上 (60歳以上は170万円以上) の方
- 事業所得や雑所得がある方
- 世帯状況が別居・不明の方
- 被保険者収入の2分の1以上の収入がある方
- 共同扶養確認の対象となる方

調査開始

令和7年10月22日(水)10時00分

専用ページオープン!

回答期限

令和7年11月21日(金)23時59分

専用ページクローズ!

回答方法

被保険者の方の
専用ページから
のみ回答できます

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」
「MY HEALTH WEB」の専用ページから
設問に回答し、必要書類をアップロードする

詳しい手順は中面をご覧ください➡

WEB回答の

事前準備はOKですが?

「MY HEALTH WEB」に
ログイン&

「セキュリティコード」の

発行をお忘れなく!

セキュリティコードの初回発行は郵送
のため、ゆとりをもって申請ください。

資格確認調査の結果は
令和8年1月以降、
専用ページからいつでも
確認できますよ

このリーフレットで
ご案内していること

P2 調査の結果と被扶養者の要件

P3 WEB回答の準備

P4 こんなケース、誤解です! / お問い合わせ

大同特殊鋼健康保険組合

大同健保ホームページ「すまいるケンポ」 <https://www.daidokenpo.jp>

個人情報の取り扱いにつきましては当健康保険組合の「個人情報保護」をご参照ください。
委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」に対し適切な管理および監査を行います。



すまいるケンポ



MY HEALTH WEB

調査の結果と被扶養者の要件

被扶養者はご自身の保険料を負担することなく給付や保健事業を受けられるため、被扶養者として認められるには親族関係(続柄)、収入、同居かどうかなど、一定の要件を満たす必要があります。

しかし、要件を満たして被扶養者となっても、時とともに状況が変化して要件を外れることがあるため、大同健保は定期的に確認を行い、本来負担しなくてもよい保険給付費などの費用の支出を防いでいます。

調査の結果、どうなるの?



- 就職等で、すでに新たな資格がある場合 **資格取得日に削除**
- 期日までに回答がない場合* **令和7年12月1日付で削除**
- 再調査依頼に対して提出がない場合 **令和8年1月1日付で削除**
- 認定資格を満たしていない場合 **令和8年2月1日付で削除**

*参考：健康保険法施行規則第50条9項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない資格確認書は、無効とする」

	回答方法	対象となる被扶養者	確認事項
① 現況調査・収入調査	WEB	16歳以上全員 (確認書類のアップロードあり)	住所・国内居住・同居・収入・雇用保険
② 夫婦共同扶養調査		(大同健保未加入の配偶者等)	配偶者の収入・ひとり親の現況

被扶養者として認められるには?



被保険者から見て次の「親族の範囲」にあり、かつ収入・同居等の要件を満たすことが必要です。

- **親族の範囲** 被保険者からみて直系尊属、配偶者(内縁関係含む)、子、孫、兄弟姉妹、3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母および子。

- **被扶養者の収入** ... 次の①②の両方を満たすこと。

① 被扶養者の年間収入

60歳未満 **130万円未満***

60歳以上・障害年金受給者 ... **180万円未満**

*令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)は150万円未満。

年間収入：給与・年金・事業収入・雇用保険給付金、不動産収入・利子・配当・雑収入その他継続性のあるすべての収入。

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が**同居**の場合 ... **被扶養者の年間収入が被保険者の1/2未満**

被保険者と被扶養者が**別居**の場合 ... **被扶養者の年間収入が被保険者からの送金額未満**

- ◆ 被扶養者が認定要件を満たさない場合は、本調査と別に会社経由で扶養減員手続きが必要です。
- ◆ 被扶養者が厚生労働省の発表した「年収の壁・支援強化パッケージ」に合致する場合は、別途調査を実施します。

他、認定要件の詳細は大同健保ホームページ「すまいるケンポ」からご確認ください。➡



調査はすべて「WEB」で行います

WEB回答の準備をしておくともスムーズです

今年度の調査は、すべての方に「WEB回答」でお答えいただきます。

調査開始前にWEB回答の準備を済ませておく、いざ、回答をしようと思ったときにスムーズに進められます。

以下の①・②をご確認ください。

WEB回答が始まる前に、①・②をチェック!

①「MY HEALTH WEB」にログインできますか?



MY HEALTH WEB



- 初めてログインする
- ログイン方法がわからない



②「MY HEALTH WEB」に登録したメールアドレスと、調査に必要なセキュリティコード(数字5桁)はわかりますか?

※ セキュリティコードを初めて取得するときは郵送によってお知らせします。期間にゆとりをもってご申請ください。

※ メールアドレスを登録しておけば、セキュリティコードを忘れても簡単に再発行できます。

- メールアドレスやセキュリティコードがわからない
- 再設定したい



①・②がOKなら、準備完了!

専用ページがオープンしたらアクセスして、WEB回答をスタート!



ここからスタートね!



WEB回答が終わったら▶▶書類をご準備ください

WEB回答後、画面の「必要書類一覧」に記載された書類をご用意ください。

主な書類の例と
確認の目的

世帯全員の続柄が記載された住民票: 世帯状況を確認します

送金証明書: 令和7年1月～6月分の連続した送金実績を確認します

令和7年度所得証明書: 令和6年1月～12月分の収入を確認します

給与支払見込証明書: 調査対象者の勤務先に、記入を依頼してください

確定申告書(令和6年分確定申告書第1表・第2表、収支内訳書または青色申告決算書): 個人収入を確認します

夫婦共同扶養確認調査にもご協力ください

調査対象者

お子さまを大同健保の被扶養者としていて、配偶者(内縁の配偶者も含む)を大同健保の被扶養者としていない被保険者

なぜ調査が必要なのか?

健康保険では、「夫婦共に収入があり、共同して子どもを扶養している場合は、その子どもは年間収入(見込)額の多いほうの被扶養者とする」と定められています。そのため、大同健保に被扶養者として加入していない配偶者の方にも、収入確認のための書類のご提出をお願いしています。

*収入の差額が1割以内の場合は、届出によってどちらか一方を主たる生計維持者と認定できる。

必要書類の例

配偶者がいる場合…… 配偶者の収入が確認できる書類(令和6年分源泉徴収票、令和6年分確定申告書等)

配偶者がいない場合… 配偶者がいないことが確認できる書類(児童扶養手当証書、児童扶養手当支給停止通知書、母子・父子家庭等医療費受給者証、世帯全員の続柄記載のある住民票等)

こんなケース、誤解です!

誤解ケース①



被扶養者資格確認調査?
面倒だなあ…
放っておいても扶養継続
されるんでしょう?



いいえ! 自動で扶養継続にはなりません。
期限までにご回答がない方には、大同健
保からご連絡を差し上げます。どうしても
ご回答いただけない場合には扶養削除の
お手続きをさせていただきます^{※1}。
また、ご回答いただいても書類に不備がある
場合は、再提出いただけます^{※2}。

※1 健康保険法施行規則第50条9項による。

※2 「誤解ケース④」をご確認ください。

誤解ケース②



回答終了!
これで被扶養者の
削除手続きは完了だね!



いいえ! 調査にご回答いただいても、
「被扶養者異動届(減員)」を提出しないと
手続きをしたことにはなりません。被扶養者
としての資格がなくなった方がいる場合、
必ず会社経由で届出をお願いいたします。

誤解ケース③

就職して別の健保に加入したけど、
大同健保の保険証もまだ持ってる。
使っているよね?



絶対にNG!です。被扶養者の要件を満たさなくなった日から
大同健保の被扶養者ではなくなり、健康保険証も使えません。誤って
医療機関で使用した場合は、かかった費用を請求いたします。

**不要になった「健康保険証」は、必ず届出とともに会社
経由で大同健保へご返却ください!**

ありがち! こんな誤解も…

別の健保に加入したけど、マイナ保険証が
あるから大同健保に知らせなくてもいいよね!

いいえ! 必ず会社経由で被扶養者でなくなった旨の
届出と、健康保険証の返却をしてください。

健康保険証、紛失しちゃった。マイナ保険証が
あるから放っておけばいいよね!

いいえ! 必ず会社経由で紛失届を提出してください。

詳しくはこちらから。
提出書類のダウンロードもできます。



誤解ケース④



書類に
多少の不備があっても、
なんとかなるよね!



不備のある書類は受け付けられません!

とくに書類の年度誤りが多くなっておりますので、ご提出の際は
ご注意ください。

こんな画像や書類は受け付けられません!



- × 氏名不明、氏名相違(被扶養者と被保険者の取り違えが多発)
- × 該当年度や年月が不明
- × 収入などの金額が不明
(「所得」ではなくすべての「収入」をお知らせください)

大同健保ホームページ「すまいるケンボ」
では、他にもさまざまなご質問へ回答して
います。



お問い合わせ

▼被扶養者資格調査(設問や必要書類等)については
大同特殊鋼健康保険組合
被扶養者資格調査専用コールセンター

TEL (無料通話) **0120-769-733**
9:00~17:00(土日祝除く)

令和7年
10月22日から
開設

▼「MY HEALTH WEB」へのアクセス方法・セキュリティコード発行については
MY HEALTH WEB TEL **03-5213-4467**
ヘルプデスク 9:00~17:00(土日祝除く)

▼調査全般については
大同特殊鋼健康保険組合
(担当:津田)

メール kenpo@daidokenpo.jp
TEL **052-671-1188** 9:00~12:00(土日祝除く)